

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年4月1日 制 定

令和8年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、過労死や健康起因事故に繋がるとされる脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防のため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（中小企業者※）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(対象機器)

第3条 管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とする。助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協の定める別紙「血圧計導入促進助成対象機器一覧」を基準とする。

但し、全ト協の「自動点呼機器・DX導入促進助成事業」との併用は不可とする。

(助成額)

第4条 1台あたり機器本体購入価格の2分の1とし、上限額を50,000円とする。但し、1事業所1台を上限とする。

- 2、国からの助成金が交付された機器については助成しない。
- 3、中古品、レンタル、リースの場合は対象外とする。
- 4、プリンタ用紙などのオプション品、連携ソフト、消費税、送料は対象外とする。
- 5、機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価額の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

(申請期間)

第5条 対象機器を買い取り（一括、割賦）で新たに導入した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、機器は申請期間内に導入し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「助成金交付申請書（兼請求書）」、様式2「機器別請求内訳書（兼装着証明書）」、様式3「誓約書」、対象装置のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）、事業報告書（本社分）の直近事業年度分の資本金、従業員の記載があるページの写しを添付し、岩ト協に提出する。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置の装着日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岩ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「血圧計導入促進助成金交付要綱」を適用する。

(附則)

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。
2. 令和2年4月1日一部改正
3. 令和3年4月1日一部改正
4. 令和5年4月1日一部改正
5. 令和6年4月1日一部改正
6. 令和7年4月1日一部改正
7. 令和8年4月1日一部改正